

令和5年3月17日
監査委員決定

令和5年度 日南串間広域不燃物処理組合監査基本計画

監査委員の責務は、地方自治法により設置された独立の執行機関として、法令の定めるところに基づいて、組合の実態を把握し、その結果の公表などを通して、住民の福祉の増進と能率的な行政の執行に資し、公正で効率的な行財政運営に寄与することを目的としている。

令和5年度に実施する監査等は、日南串間広域不燃物処理組合監査基準に基づき、この計画の定めるところにより実施していく。

1 基本方針

令和5年度の監査は、次の基本方針に基づき実施する。

- ① 組合の事務や事業について、合规性の観点はもとより、経済性、効率性及び有効性の観点からも検証し、事務や事業の改善を通じて市民に監査等の効果が還元されるよう十分留意する。
- ② 監査等の実効性を確保するため、指摘事項等に対する適切な是正・改善策を求め、効果的な内部統制の整備及び運用を促す。
- ③ 監査等の結果については、市民への公開に努める。

2 監査等の実施方針

本年度に実施する監査等については、次の方針によることとし、それぞれの具体的な内容については、実施計画において別に定める。

① 定期監査（地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項）

組合における事務及び事業の執行全般を対象に実施する基本的な監査として、事務事業が法令等に従って適正に行われているか、経済性、効率性及び有効性の観点にも留意して監査を実施する。

② 決算審査（地方自治法第233条第2項）

前年度決算を対象として実施する。

ア 一般会計歳入歳出決算審査

会計管理者が調製する一般会計の決算係数が適正なものとなっているか確認するとともに、予算執行、資金運用及び財産管理の状況について審査する。

③ 基金の運用状況審査（地方自治法第241条第5項）

前年度の基金の運用状況を対象として、基金運用状況調書等の係数が適正なものとなっているか確認するとともに、基金の運用がその目的に沿って適正かつ効率的に行われているかを主眼として審査する。

④ 例月現金出納検査（地方自治法第 235 条の 2 第 1 項）

会計の毎月の現金の出納を対象として、毎月の係数が適正なものとなっているか確認するとともに、現金保管の状況について確認を行う。

3 各監査等の実施場所

日南市監査委員事務局、日南串間広域不燃物処理組合の所管施設及び保管場所

4 各監査等の実施期間及び報告・公表時期

各監査の実施期間及び報告・公表時期は、次の表のとおりである。

監 査 区 分	実 施 期 間	報 告 ・ 公 表 時 期
定期監査	令和5年10月	令和6年3月
	～令和6年2月	
会計決算審査	令和5年6月	令和5年8月
基金運用状況審査を含む	～令和5年8月	
例月現金出納検査	対象月の翌月20日～月末	実施月の翌月